

令和4年度 2月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月6日（月）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 17人 欠席者 4人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	出席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
3 番	松下 茂	欠席	1 6 番	寺田 一義	出席
4 番	田中 雄三	欠席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
5 番	橋本 昭憲	出席	1 8 番	森園 文男	出席
6 番	大川 定道	出席	1 9 番	松永 淳	欠席
7 番	江頭 政寛	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席			
1 1 番	山内 しげ子	欠席			
1 2 番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (18件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (32件)

議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について 委員会決定分 (1件)

議案第6号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
意見書提出分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻を過ぎましたので、只今より令和5年2月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は15名よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっており、〇〇番の〇〇委員さんよりは少し遅れるとの連絡が入っております。それでは、会長の方がお見えになっておりませんが、定刻を過ぎましたので副会長より議事進行をお願いいたします。

副 会 長

再度、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、会長が見えられるまで、会長代行として進めさせていただきます。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
議案第6号	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
その他	

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番寺田〇〇員さんと〇〇番〇〇委員さんですが〇〇委員さんが遅れられるという事で、〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 18件 面積 88,928㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

この案件は現地を何度か見に行きました。畑できれいに草を刈ってあり大丈夫だと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

先月の26日に事務局2名と私で現地確認を行いました。申請地は他の農地に迷惑をかける事はないと思われます。ただし17ページの地図をみて頂くと道路があつて側溝が右側を流れていますが、これが左の田んぼに流れるように土管に穴が開いております。南側の方はある程度よいのですが、西側の用悪水路が掘ったばかりの水路で水の流れが悪い状態になっています。申請地に建物が建つて敷地内の汚水が流れれば、今の用水路では飲み込めない状態になるのではと思われます。その辺の整備をして西側への落水を抑えた方がよいのではと思ひます。

よろしくご審議をお願いします。

事務局

〇〇委員さんの意見に対しまして、現地確認の際、今言われた助言を頂きましたので、申請人に確認をとつてあります。一点目につきましては、周辺に隣接する農地がなく隣接の同意書はとつてありません。しかし、排水が上手くいかなかった場合、農地への影響が懸念されることから先ほど申しましたように、転用での隣接農地の同意書は必要ありませんが、申請地が農振地であつたことから周辺農地への事業説明と農振地除外への紙面での同意書はとられてあることから周辺農地への理解はとられてあると考えております。また排水の件ですが、地元住民による清掃、除草活動が前提であり、みやき町建設課との協議のうへ排水は流れるだろうという事で、もし流れなかった場合、事後にはなりますが改修工事を行うという承諾はとれており、解決へ向けての取り組みはされてあると確認致しております

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

今回の申請人は他にも田んぼを持っておられ農業をされてあると思われます。南側の田んぼは1年位前に〇〇さんと交換で集約されてあります。せっかく集約され、耕作されるかと思うと今回のように転用です。申請人は福岡に住んでおられ毎週帰ってきて農作業をされるとの事でしたが、田んぼはあと残りどのくらい持っておられるのでしょうか、また、将来的に耕作はされていかれるのでしょうか。

事務局

確認を取ればお伝えすることはできますが。

〇〇委員

一年前に許可が下りた時は、将来的に農業を続けるとのことでしたが、今回のように田んぼを減らしていかれるのであれば、福岡から通われるのも大変でしょうし、もう農家をやめられるのかなと思われますが、どんな感じでしょうか。

事務局

〇〇委員さんの言われるように、確かに以前農地の交換という形で許可が下りたと思ひます。交換された相手さんも進入経路が悪いとかその様なことを理由とされており、その時点で転用されるかどうかは申請人が言われな限り分かりませし、その時々で判断するしかありません。農地で取得したからと言つても法的根拠はありませませんが、一定の制限をかけるために、委員会では制約を取らせていただひておひます。営農状況としては、市街地化が進んでいる地域です。

〇〇委員

一年前の農地法第3条の許可のときに、農業を続けて行かれるとの事でしたので、このまま農業をやめられるのかな、農地はあとどのくらい残っているのかな、と思つたのですが分かりました。

議 長

他に質疑が無ひようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月26日に〇〇委員、私、事務局2名と現地確認を行いました。

申請地は高台となっており周辺には住宅が建っています。申請地は親所有の畑で周囲への影響はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

事務局の説明の通りで去年12月に許可をうけております。一回では申請ができないので2回に分けての申請です。これについては、南側に水路もありますし、農業に支障はないと思われま
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月26日に担当委員3名、事務局2名とで現地確認を行いました。
現地は南側、後方は宅地で北側は建設会社です。西側の田んぼにつきましては、20年来耕作されてなく田への影響はないと思われま

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請人さんがこの申請書を持って見えられたとき、娘さん夫婦のご自宅を建てたいからとお聞きしました。上下水道も完全に整備されており道路も周りにあります。周辺は住宅地で問題はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いしますが、その前に〇〇委員が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参与することができない議事参与の制限により、〇〇委員の退室を求めます。

〇〇委員

退席

(退室後)

議 長

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

1月26日に事務局と担当地区委員2名で現地確認を行いました。

申請地は〇〇さんの事務所の隣にありまして、この土地は便利性も良く、北側にある家庭菜園の同意もうけられており特段問題はないと思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。また、〇〇委員の自己に関する議事が終了しましたので入室を認めます。

〇〇委員

(入室)

議 長

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	29件	所有権移転	3件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

42ページ、申請番号10番、渡人さんが〇〇さん分は、1ページ合意解約、申請番号2番と地番が一緒ですが所有者が違います。どちらが本当の所有者ですか。

事務局

申請番号10の案件と合意解約案件の所有者の相違につきましては、所有者が存命されている5002㎡の農地と未相続で所有者不明の34㎡の一面の農地について利用権の設定がなされていまして。今般、5002㎡の農地については、農業公社事業による売買の手続きを行っていますが、34㎡については親族であると推測はされますが、特定することができず、かつ一体的の耕作をしないと支障があるため、現在管理を行われています方からの申出がなされたことから、貸付人の名前が異なっております。

議 長

他に質疑はありませんか。

〇〇委員

申請番号9番は、ここは〇〇自治会区長〇〇とありますが、これは〇〇区所有の土地であって区長が名義者になっていますが、区長が変わるたび所有権変更をしなければいけないのでしょうか。

事務局

ここは、各自治会の財産分で、例えば祭田とか昔からの地区所有の土地は地区名では所有できないため、その当時の区長さんとか役員さん名になってはいますが、地縁団体で登録されてあれば法人格を有する団体として登記してあるため、区長が代わるたびの変更は必要ありません。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする

審議件数 貸借権 1件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。
続きまして、議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

1月31日に6名で現地確認を行いました。

ここ申請地を許可にすると62ページの地図では上部は1枚にみえますが3筆ありまして、ここも宅地にすると話があります。そうなるこの一帯、あとから来た人達が強いこともありヘリ防除等時間を決めてしていても苦情がきて農業はしづらくなるし、道路もかなり交通量が増えてきていますが道路に農用車を止めていけば、「どけてくれ」と苦情がきます。また、道路の脇には筑後川からの水も通っています。上部には庁舎があり、あの一帯は埋め立てされ雨が降ったとき排水の時間も非常に早くなり、地区での田んぼダムを造ろうと努力しています。農業委員は農業を守る立場であって、私はこの案には反対です。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

私も31日には現地確認にいきましたが、中原地区にしては良く麦も出来ており優良農地でした。こういう所は中原地区では少ないので残した方が良いと思いました。町が人口を増やしたいとして開発をすすめますが、せつかくの優良農地、残していつてもらいたいと思います。中原地区にもまだ開発してよかろうと思う所がありますので、不動産屋にはそう言う所を見付けて頂き、農地には手をつけて欲しくないと思います。

〇〇委員

私も現地確認行きました。早朝より朝日がさし5時すぎでしたが夕焼けもきれいな、中原地区においては最適な農地だと判断しました。ただ、あそこを開発すれば用水が1メートルあるかないかの狭い水路であるため、上流からの水、ここで発生する水と、100メートル下ったところに道路がありますが道路が溢れてしまうと思いますので、ここはやはり開発すべきでないとは判断しました。

〇〇委員

私も不動産屋には、田んぼの開発ではなく空き家や空き地の開発をしてくれと再三言っております。ここ数年で中原地区にもアパートがどれだけ建ちましたか。住むのは若い人で定住されるか分かりません。農業委員は農地を守る立場であって町は空き家の解消をしていかなければならないと思います。

〇〇委員

現在田んぼが反当り50万円前後と安いし、お米も安いとなると、地権者の方がいくらかでも高く売れるなら楽と思われたかもしれないと思いますが、私も現地確認いきましたが、こんな良い農地作っていいのではと思いましたし、これが宅地に変わった時、下流である中津隈辺りは洪水関係が必ず今以上にひどくなると思います。排水がちよっと難しいのではと思います。田んぼダムで水を止めてあるので排水とか下流の洪水の事を考えたら売ってほしくないです。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決を取りたいと思います。

議案第6号1について、農振除外を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議 長

賛成に挙手された方がありませんでしたので議案第6号1については、否決されました。意見を事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であるが、住宅の建設用地として東寒水地区の既存集落に接続する農地と認められる立地状況ではあるが、農地法に規定するの一般基準における「周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ため、除外は認められない。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

他に意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長

賛成に挙手された方がありませんでしたので議案第6号1については、否決されました。意見を事務局よりお願いします。

事務局

立地基準及び一般基準について審議判断し、許可不相当であるとされた意見を農業委員会の総意として、意見書を通知します。

なお、農振除外の決定にあたっては、従前も説明しましたが、農業委員会の意見の他JAや土地改良区等の意見をもって町及び県において協議判断されるため、必ずしも許可にならないとは言えないことを了知しておいてください。

〇〇委員

地権者の方が農振除外の申出の書類をもって印鑑をくださいと来られる。直接来られるとダメとは言えない状況もある。その際にはどうしたらよいのか。

事務局

現在の農振除外の申出書において、農業委員が異議申し出をしないとする内容での署名、押印をする様式となっている。この点について、農林課と協議を行い、農振除外の意見はあくまで委員会で協議し決議するものであることから、今後は省いてもらうよう様式の変更を依頼しています。

なお、従前の様式で困るような場合は、事務局へご相談ください。

議 長

続きましてその他事項をお願いします。

その他

1. 担当地区別打ち合わせ会について

- ① 農業経営意向調査必要項目未回答分への対応について
- ② 農地における利用の意向について
- ③ 農業者年金加入促進活動について
- ④ 農業者との意見交換会について

議 長

3月の総会は3月 6日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、3月 6日（月）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は2月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで2月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番